

令和元年度第2回 碧南市地域自立支援協議会 次 第

日時 令和元年10月11日（金）
午後1時30分から午後3時30分まで
場所 へきなん福祉センターあいくる
会議室1・2・3

1 あいさつ

2 議題

(1) 各作業部会の取組状況について

3 その他

【今後の日程】

・第3回：令和2年 3月17日（火）午後1時30分から
へきなん福祉センターあいくる会議室1・2・3

○碧南市地域自立支援協議会設置規程

平成19年7月2日

公告第131号

改正 平成21年2月17日公告第21号

平成23年12月26日公告第269号

平成25年4月1日公告第34号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づいて、障害者等への支援の体制の整備を図るため、碧南市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 障害者の就労支援に関すること。
- (5) その他障害者施策の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長が任命する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 協議会に困難事例、就労支援等について具体的な検討を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会は、協議会の委員及び委員の属する団体の担当者をもって構成する。

3 作業部会は、必要に応じて、会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉こども部福祉課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年7月2日から施行する。

附 則（平成21年2月17日公告第21号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月26日公告第269号）

この規程は、平成23年12月26日から施行し、同年10月1日から適用する。ただし、第3条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日公告第34号抄）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

議題（１）各作業部会の取組状況について

1 事業所部会

(1) 構成メンバー

障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター及び相談支援事業所

(2) 令和元年度検討事項

ア 課題

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、地域生活支援拠点の機能の検討が必要

イ 目標

引き続き地域生活支援拠点ワーキンググループにて、課題別に検討を実施

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 5月15日（水）、7月17日（水）に地域生活支援拠点ワーキンググループを開催。第1回では、緊急時等の対応ができるよう、新たな制度の確認をしたほか、各事業所の緊急連絡先の更新や連絡の流れ等について確認。第2回では、地域生活支援拠点の評価をするため、評価シートの作成や評価のためのチェックポイントについて検討。

イ 専門的人材の確保・養成に関して、令和元年度は「意思決定支援」に関する研修会を企画。第1回目は、9月11日（水）に「意思決定支援における支援のポイント～支援現場の実践を踏まえて～」と題して、社会福祉法人ぬくもり福祉会の飯野恭央氏を招き、研修会を開催。

(4) 今後の予定

ア 地域生活支援拠点の評価シートを各事業所から回収し、現状の確認を予定。

イ 専門的人材の確保・養成のため、引き続き意思決定支援に関する研修会を10月16日（水）、11月25日（月）に開催。

2 権利擁護部会

(1) 構成メンバー

障害当事者団体代表、民生委員、警察署、ハローワーク、保健所、特別支援学校、精神科病院、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び市（高齢介護課、健康課及びこども課）

(2) 令和元年度検討事項

ア 課題

- (ア) 市民への継続的な普及啓発の検討
- (イ) 事業所の虐待防止体制のレベルアップ

イ 目標

- (ア) 継続して事業所訪問を実施し、事業所の虐待防止に向けた取り組み状況を確認するとともに、障害者の権利擁護に向けた取り組みの推進
- (イ) 事業所部会と連携し、事業所における虐待防止チェックリストを用いた点検の実施や、職員向け研修の開催等の実施
- (ウ) 成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度の周知や障害者の権利擁護に関する周知活動の実施

(3) 今年度のこれまでの取組内容

5月22日（水）に権利擁護部会を開催。平成30年度の虐待件数、碧南市における障害者差別解消法対応状況について、虐待防止チェックリストに基づく訪問結果、碧南市成年後見センターの活動状況を報告し、継続して虐待防止の取り組みを行うとともに、成年後見センターと連携していくことを確認。

(4) 今後の予定

- ア 事業所における虐待防止チェックリストを用いた点検の実施や事業所訪問による虐待防止に向けた取組状況を確認
- イ 事業所部会と連携し、障害者の権利擁護に関する職員向け研修を開催
- ウ 成年後見支援センター等と連携し、成年後見制度の周知や障害者の権利擁護に関する周知活動の実施

3 就労支援部会

(1) 構成メンバー

障害当事者団体代表、ハローワーク、地域活動支援センター、特別支援学校、保護者、商工会議所、農業委員会、支援企業、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所及び市（学校教育課及び商工課）

(2) 令和元年度検討事項

ア 課題

- (ア) 地元企業を中心に障害者雇用の理解促進を図る必要がある

(イ) B型事業所での作業の拡大や施設外就労など工賃向上につながる取組が必要
イ 目標

(ア) 企業等とのタイアップ方法の検討（セミナーや企業見学会等の開催）

(イ) 就労系事業所の専門性の向上や工賃向上などに活かせる取組の検討

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 6月3日(月)に第1回就労支援部会を開催。8月7日(水)にコアメンバー会議開催。今年度の取組内容を検討

イ 就労支援部会内で各就労系事業所の作業や施設外就労への取組について情報共有

(4) 今後の予定

ア 市内の就労系事業所、地元企業の見学会やセミナーなどの検討を進める

イ 就労支援部会、コアメンバー会議にて情報共有や取組について検討

4 こども部会

(1) 構成メンバー

保護者、ほっとまんまピアサポーター、特別支援学校、児童通所サービス事業所、子育て支援センター、相談支援事業所及び市（こども課、学校教育課及び健康課）

(2) 令和元年度検討事項

ア 課題

(ア) 保護者や各支援機関との連携、情報共有の充実

(イ) 障害児等を育てている保護者支援の充実

(ウ) サポートブック普及のため継続的な啓発活動が必要

イ 目標

(ア) ライフステージをつなぐ一貫した支援、連携の確立

(イ) 保護者支援のため、ほっとまんまによるピアサポートの実施や茶話会を開催

(ウ) サポートブック普及啓発活動の継続

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 7月25日(木)に第1回こども部会を開催

(ア) 「放課後等の居場所や活動場所」に関して、事業所や親の会を交えた意見交換の経過を報告。福祉サービス以外でいつ、どこで、どのような活動が行われているかを確認

(イ) 「医療的ケア児の協議の場」をこども部会に位置付けること、愛知県が集約中

の情報も活用しながら検討していくことを確認

(ウ) こども部会の構成メンバーから集約した課題を共有。保護者支援や連携、多様なニーズへの対応などに関して意見交換

(エ) サポートブックに関する課題確認を保護者や児童の支援機関に行うことを報告

イ 保護者支援のため「ほっとまんま・カフェ」と「ほっとまんま相談コーナー（あおぞらひろば）」を8月を除き、月一回開催。また、にじの学園でピアサポーターによる出張相談を9月5日（木）、6日（金）、9日（月）、10日（火）、11日（水）に実施し、母と父を別に相談

(4) 今後の予定

ア 10月31日（木）に第2回を予定。「医療的ケア児の協議の場」として現状や課題の整理をするほか、第1回で挙げられた課題である保護者支援等に関して検討。また、放課後等の居場所や活動場所に関することやサポートブックの課題等の集約結果を報告

イ 保護者支援として、茶話会を11月15日（金）に開催、にじの学園でピアサポーターによる出張相談と就園・就学前児童の保護者を対象にぷちサポートブック説明会をともに令和2年1月に開催

5 障害者災害時支援部会

(1) 構成メンバー

民生委員、障害当事者団体代表、特別支援学校、福祉避難所指定障害福祉サービス事業所及び市（高齢介護課及び防災課）

(2) 令和元年度検討事項

ア 課題

(ア) 地域での避難行動要支援者の支援、発災後の個別支援について、具体的な検討の継続

(イ) 自閉症等発達障害、知的障害、精神障害者等について、個別の障害や困難さによる避難行動、避難生活の問題点の検証

(ウ) 避難所運営者をはじめとする行政職員や自主防災会、地域住民に、障害者の存在や基本的な対応方法等の周知

イ 目標

(ア) 総合防災訓練で障害児者の避難訓練の実施。要配慮者の周知。

(イ) 避難行動要支援者名簿、個別支援計画について検討

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 6月12日(水)に障害者災害時支援部会を開催。総合防災訓練に参加すること、平成30年度に検証したヘルプカードについて市と共同で普及を図っていくことを確認。

イ 8月25日(日)に開催された総合防災訓練で支援を必要とする障害児者の避難訓練を実施し、避難所内での要配慮者用スペースの確認などを行った。また、ヘルプマークやバンダナ等を身に着けていただくことで配慮や支援を必要としていることの発信、ヘルプカードの試作、検証を行った。要配慮者スペースでは防災ボランティアの協力をいただき、災害時に必要となるトイレやベッド等説明をしていただいた。

障害者災害時支援部会の関係参加者数は、身体障害者福祉協会5名、みどり会8名、すまいる4名、ハートフルあおみ2名、手をつなぐ育成会2名、碧南高浜聴力障害者協議会21名、ぷちま〜る9名、親子の会カラフル2名、その他2名の合計55名。

(4) 今後の予定

11月13日(水)に第2回の部会を開催予定。避難訓練の振り返り、ヘルプカードのあり方、個別支援計画のあり方等について検討する予定。

6 地域生活支援部会

(1) 構成メンバー

当事者、保護者、地域活動支援センター、精神科病院、障害者就業・生活支援センター、保健所、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所

(2) 令和元年度検討事項

ア 課題

(ア) 地域移行支援、地域定着支援体制の充実

(イ) 親亡き後の生活や地域移行支援の受け皿となるグループホーム等の社会資源不足

(ウ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施

イ 目標

(ア) 障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するため、引き続き

地域生活支援拠点ワーキンググループと一体的に検討

(イ) 個別ケースに応じた精神障害者の地域移行支援、地域定着支援の実施

(ウ) あおみJセンターと連携し、家族懇談会をへきなん福祉センターあいくるにて開催

(3) 今年度のこれまでの取組内容

ア 平成27年度に実施した調査を基に病院へ連絡取り状況確認

イ あおみJセンターと連携し、家族懇談会を奇数月の第3木曜日にへきなん福祉センターあいくるにて開催

ウ ころころの運営

(ア) ころころ運営委員会を偶数月の最終の木曜に開催し、プログラム内容等について協議。

(イ) 7月25日(木)にボランティア研修会を開催し、精神障害の理解につながる講習やボランティアの意見交換を実施

(4) 今後の予定

ア 病院と連携を図りながら、精神障害者の地域移行支援、地域定着支援を推進

イ あおみJセンターと連携した家族懇談会の充実

ウ ころころの運営。ころころ運営委員会とボランティア研修会を定期的で開催

碧南市地域生活支援拠点 評価シート

別添1

*項目評価は「十分」と思われるものを3、「不十分」と思われるものを1として、3段階で評価してください。
評価が難しい場合は、その理由を記入してください。

回答事業所

回答者

機能	番号	項目	項目 評価	理由	改善点、改善策など
1 相談	1	障害のある方やその家族等からの相談を受け、相談内容に対し、適切な助言、訪問、聞き取りなどを行っている。			
	2	問題が顕在化する前に対応できる取組を行っている。			
2 緊急時の受け入れ・対応	1	緊急時において24時間365日相談が可能であり、連絡先が明確になっている。			
	2	緊急時一時保護先としての施設や機関の受け入れの確保など、その後のフォロー体制が十分に取れている。			
3 体験の機会・場	1	宿泊体験を自立生活に向けて利用できる。			
	2	体験の利用時において、夜間も含めたトラブル等の必要時に訪問・連絡調整のできる体制があり、安心して利用できる。			
	3	買い物、調理、洗濯などの日常生活の体験を自立生活に向けて行うことができる。			
4 専門的人材の確保・養成	1	本人の意思を尊重し、自己決定のために丁寧な説明と理解が得られている。			
	2	障害者等の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、専門的な研修等の機会を確保している。			
5 地域の体制づくり	1	地域自立支援協議会において、地域の課題確認や社会資源の検討などが行われている。			
	2	障害者の権利擁護の視点を大切にしながら、支援できる体制がとれている。			
	3	教育・医療・就労支援機関等、関係機関と支援関係が確立している。			

碧南市地域生活支援拠点 評価シートに係るチェックポイント

はじめに

障害者の高齢化や重度化に対応できるよう、平成29年度より地域生活支援拠点ワーキンググループを設置し、福祉課、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所等と検討を重ねてきました。

その結果、碧南市では面的整備を行う方針とし、一定の対応ができるよう「碧南市障害者緊急時支援事業」など、市独自の事業実施にも至りました。

しかし、地域生活支援拠点に必要な機能が適切に整備されているかどうか、客観的かつ定期的な評価をすることが必要であるため、地域生活支援拠点に求められる5つの機能について、評価に係るチェックポイントを作成しました。

各質問事項のチェックポイントを参考にしながら3段階で評価をしてください。質問には、碧南市全体で質問事項の内容が行われ、市民に届いているか、という視点で判断してください。

1 相談

(1) 障害のある方やその家族等からの相談を受け、相談内容に対して適切な助言、訪問、聞き取りなどを行っている。

【チェックポイント】

- ・十分に連携しながらワンストップで対応している。
- ・必要に応じて情報提供を行う際には、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、相談の流れが整備され記録する仕組みになっている。
- ・相談者がワンストップで相談を行える体制になっている。
- ・ワンストップで相談を受けた機関が、相談内容に応じて必要な関係者と十分に連携をして相談対応を行っていく流れが整備されている。
- ・相談を受けた機関が、他の機関に情報提供を行う際には、個人情報の取り扱いに十分な配慮がなされている。

(2) 問題が顕在化する前に対応できる取組を行っている。

【チェックポイント】

- ・家族状況、障害特性、服薬情報、経済状況等を事前に把握する仕組みの活用を検討している。
- ・切れ目のない包括的な障害福祉以外の医療等との連携体制を構築している。

2 緊急時の受け入れ・対応

(1) 緊急時において24時間365日相談が可能であり、連絡先が明確になっているなど、適切に対応ができる。

【チェックポイント】

- ・緊急時の相談において、連絡先がどこか周知され明確になっている。
- ・夜間、休日等において連絡が入った場合、適切に対応ができる。
- ・緊急時の相談においてその後の対応が必要になった場合、他機関との調整を迅速に行える。

(2) 緊急時一時保護先としての施設や機関の受入れの確保やその後のフォロー体制が十分に取れている。

【チェックポイント】

- ・緊急の保護が必要な場合、即時に保護が可能な体制が取れる。
- ・必要（本人の希望等）時に向けて一時保護が可能な施設が準備されており、即時に利用が可能な状態である。
- ・常時の支援が必要な方の保護に対して、場所の提供だけでなく常時支援者を配置できる体制が取れている。
- ・緊急時保護においても本人の意思決定や個人情報、人権に配慮した支援体制が取られている。

3 体験の機会・場

(1) 宿泊体験を自立生活に向けて利用できる。

【チェックポイント】

- ・本人の自立につながるよう保護者や地域へ啓発をしている。
- ・病院等からの地域移行につながる宿泊体験ができる。

- ・親との同居から一人暮らしなどに向けた宿泊体験ができる。

(2) 体験の利用時において、夜間も含めたトラブル等の必要時に訪問・連絡調整のできる体制があり、安心して利用できる。

【チェックポイント】

- ・トラブル発生を未然に防ぐ対応やトラブル発生時の対応手順が準備されている。
- ・必要に応じて病院や保健所等の医療保健機関との連携が密接にできており、迅速な協力をもらえる。

(3) 買い物、調理、洗濯などの日常生活の体験を自立生活に向けて行うことができる。

【チェックポイント】

- ・本人が目標とする日中生活ができる環境（必要な支援を利用できる）である。
- ・体験後に関係者による支援会議等により、情報共有と本人へ情報がフィードバックされる。

4 専門的人材の確保・養成

(1) 本人の意思を尊重し、自己決定のために丁寧な説明と理解が得られている。

【チェックポイント】

- ・本人の意思を尊重した対応が行われ、様々な場面で自己選択、決定ができるように分かりやすい説明をしている。

(2) 障害者等の重度化・高齢化に対応できる人材を確保・養成するため、専門的な研修等の機会を確保している。

【チェックポイント】

- ・支援をする職員に専門知識を学ぶための機会が確保され、研修が支援に活かされる。
- ・研修内容の選定にあたり、地域に必要な専門性について要望を確認する

仕組みになっている。

- ・研修が継続的、計画的に実施される。
- ・医療的ケアや行動援護に対応できる職員の養成ができています。

5 地域の体制づくり

(1) 地域自立支援協議会において、地域の課題確認や社会資源の検討などが行われている。

【チェックポイント】

- ・地域自立支援協議会が課題に応じ、各部会などによる検討が行われている。
- ・地域自立支援協議会の地域課題に基づいた内容で検討を行っている。また、地域課題を検討した結果、必要に応じて施策などへ反映されている。
- ・地域自立支援協議会の内容を市民に分かりやすいように広報をしている。

(2) 障害者の権利擁護の視点を大切にしながら、支援できる体制がとれている。

【チェックポイント】

- ・地域全体に対して障害者の差別解消、虐待防止、成年後見制度等の権利擁護に対する啓発活動を実施している。

(3) 教育・医療・就労支援機関等、関係機関と支援関係が確立している。

【チェックポイント】

- ・事例に応じて、教育、医療、就労支援機関など関係機関とスムーズな支援関係が確立しており、支援会議等に様々な職種の職員が参加できる体制になっている。

令和元年7月17日作成

地域生活支援拠点ワーキンググループ